

## 高松家庭裁判所委員会（第25回）議事概要

### 1 日時

平成28年6月30日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 場所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

井出往代，小野修一，木田一彦，小弓場文彦，関元真弓，豊島貴子，中山充，福井美枝，星川叔子，村岡 寛，山西俊行

#### (2) 事務担当者

田川二照（首席家庭裁判所調査官），近藤英彰（首席書記官），中塚慶一（次席家庭裁判所調査官），松井由紀子（主任家庭裁判所調査官），岩井富子（家庭裁判所調査官），岐浦いずみ（家庭裁判所調査官），青野早余子（事務局長），小林利光（総務課長），瀬戸サユリ（総務課課長補佐）

### 4 議事（■委員長，○委員，●裁判所職員である委員又は事務担当者）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

- (2) 本日のテーマ「離婚調停事件における子の福祉への配慮について」に関する協議  
ア テーマに関して，家事係主任家庭裁判所調査官が説明し，「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」と題するDVDを視聴したほか，児童室等を見学した。

#### イ 質疑応答及び意見交換

- 職員による説明及びDVD視聴，子の意思把握の必要性等について御意見，御感想をお願いします。
- 子の福祉や意思を尊重するということでしたが，裁判所は必ず子の意思を把握するのですか。また，離婚調停の進め方として，そもそも離婚しない選択を勧めることはありますか。
- 子の意思把握については重点を置いています。調停委員会は，ほぼすべての事件について子の様子や子自身がどんな意見を持っているのかについて，当事者から話を聴くなどして把握する他，当事者からだけでは把握できないとき等は子の意思等について調査をすることがあります。
- 子の意思を考慮して，離婚することをやめるケースは，かなりあるのでしょうか。
- 調停になるまでにいろいろな問題を抱えていたわけですので，離婚することをやめるケースは少ないと言えます。
- 離婚の9割を占めるのは協議離婚であり，残りの1割が家庭裁判所の手続を利用しています。なかには，子のことを考えて，離婚をやめるという方もいますが，家庭裁判所の手続を利用する段階にきていますので，翻意する方はあまりいません。ただ，なかにはひとまず休戦とし，当分の間，別居するという方法を選択する方もいます。

- 私は元調停委員ですが、こんな選択もあるということで披露したい事件があります。その事件は夫婦間の問題というより、姑さんが原因で離婚することを選択しましたが、数年後、私はそのご夫婦や子供さんと街中で会ったとき、姑さんが亡くなった後、再度、家族でやり直すことになったという話を聞きました。この事件でもそうでしたが、家庭裁判所調査官が関与してくれたことで、ずいぶんと助けていただきました。
- DVDを視聴した感想ですが、子を親の紛争に巻き込まないために、親の教育が重要だと感じました。家庭裁判所の調停事件の当事者にこのDVDを視聴させた時、どんな反応をするのですか。
- 当事者のほとんどは、家庭裁判所に来られる前にいろいろあったことで冷静になれないという事情があるのですが、DVD視聴後、しばらくは子を優先に考えてくれるようになります。しかし、行きつ戻りつを繰り返しますので、家庭裁判所調査官はその調整をしています。
- 子の意思尊重というところの「子」というのは何歳くらいを想定していますか。
- 裁判所では、0歳から19歳までの未成年者を「子」と言っています。
- 19歳も「子」というのは、意外な印象を受けます。
- 離婚の9割を占めている協議離婚では、意思が尊重されていない子が多くいるのではないかと感じました。  
私は仕事で相手にするほとんどの方が離婚しているのですが、その中で、母親が、子の親権を母親から父親に変更するという申立てをしたとき、子の本心は母親と一緒にいたいと思っていたのに、その母親からこのような申立てがなされて傷ついたにもかかわらず、その子は「父母が決めたことに従う。」と答えたときは胸が締め付けられました。また、最近では夫婦喧嘩の際に妻が夫に暴力をふるう事案が多くなっているようです。そんな夫婦喧嘩に子は傷つきますが、夫婦が離婚して一人親になると、どちらが子にとって幸せなのか悩むことがあります。
- 家庭裁判所を利用しない協議離婚を検討している人にもこのDVDを視聴してもらいたいと思います。
- このDVDそのものではありませんが、「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」という動画が裁判所のホームページで公開されています。しかし、離婚の9割は家庭裁判所を利用しない協議離婚ですので、残念ながら、裁判所のホームページを見てみようという発想がない方が多いのではないかと思います。
- 離婚後も共同親権の国もありますが、日本は一方の親だけが親権を持つことになっています。一方の親だけが親権を持つということに不都合や弊害はないのでしょうか。
- 日本のような制度においては、両親の方針が食い違った場合でも、親権者が最終的に決められるというメリットがある一方で、子どもにとって両親の愛情を等しく受けるということは難しくなります。そこで、両方の親から見守られていることを子に実感してもらうために面会交流という方法が注目されています。

す。

- 子から親権者を変更してほしい、養親と離縁したいと申し出ることはできますか。

- 親権者変更の申立権者は子の親族ですので、子は申立てできません。通常は新たに親権者になろうとする親が申立てをすることが多いようです。

家庭裁判所では、当事者の合意だけでなく、子の意思を確かめ、将来を予測してどのような環境が子にとって一番良いか等、あらゆる点を考慮し、変更することに問題がないか調査した上で判断することになります。

離縁は縁組当事者のどちらからでも調停を申立てることができますが、子が15歳未満の場合は、離縁後の法定代理人が子に代わって申立てることになります。

- 子が小さいときは母親を親権者とし、大学等に進学するなど金銭面のサポートが必要な時期には父親を親権者とする等、離婚時の調停条項の中で、子の年齢で親権者を変更することを条件とすることはありますか。

- 将来状況が変わることもありますので、将来の親権者変更についてあらかじめ決めておくことはありません。金銭面でのサポートに関しては、親権者変更ではなく、養育費で対応したり、社会保障でカバーすることになります。

- 子の監護状況が変われば、親権者を見直すこともできます。

- 例えば、虐待等が原因で子が児童相談所に引き取られるなどしたようなときはどうなりますか。

- 親権の停止や喪失が考えられることもあります。

子の親族のほか、児童相談所や公益の代表として検察官が申立てをすることができます。また、平成25年の民法改正により、子も申立権者とされました。

- 子の親族は何親等まで申立てができますか。

- 六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族です。

- 私は離婚家庭が増加するにはそれなりの要因があると考えています。

その狭間にある子の健全な育成が問題になります。父親と子、母親と子の人間関係は、自らの努力によって築いていくことが重要です。

子の発育にとって、どちらが親権者にふさわしいか、子が健全に生育するためには、親権の問題だけでなく、学校の補助、社会保障、子自身の人間関係等、総合的に考えていかないといけない問題であると考えています。

- 昔は祖父母に子の面倒を見てもらっている家庭が多かったのですが、今は、核家族で夫婦共働きの家庭が増えているために、家族生活に余裕のないところから離婚に発展しているように感じています。ワークライフバランス等により、男性の育児参加が増えるなど、社会の仕組みが変われば、離婚も減るのではないかと考えています。

- 昔は専業主婦が多く、離婚しても親権者は母親にするというケースが多かったと思いますが、今は男性も子が産まれる前から育児に関わる機会が増えたことで、父母のいずれもが親権を主張するケースが増えつつあるようです。

- 視聴したDVDでは、子が父母の関係を取り持っている姿が印象的でした。子が犠牲になっているように感じました。離婚のときには子の福祉を尊重する

とされていますが、そもそも「子の福祉」というのは抽象的な言葉であり、その中身に何を盛り込むのかが非常に難しい問題だと思います。子の本心は父母に仲良くしてもらいたいというのが一番だと思います。子は父母の離婚に傷つきますが、一方で親も自分自身の幸せを追求する権利があります。子のことばかりを考えると今度は親が犠牲になり、非常に難しい問題と言えます。

シングルマザーが多いフランスでは片親が当たり前の社会ではありますが、日本では幸せな家庭像が描かれ過ぎのところがあるように感じます。家庭の在り方が変わりつつあると思います。

検察庁でも子の気持ちを大切にしています。虐待を受けている子であっても、その子にとって親は親であり、その親になついています。検察庁では子に対する思いを聴取しながら、親に反省を促しています。

- 私が勤める会社は古い体質の会社ですが、最近は女性がずいぶんと増えています。ある女性は、当初、できれば定年まで働きたいと言っていたのですが、あるとき、子と向き合う時間がないということを理由に会社を辞めました。しかし、育児等が落ち着いてきたころ、契約環境は変わりましたが、彼女は職場に復帰し、やりたかった仕事を続けています。

このように育児等を抱える人を受け入れる受け皿が重要になってくると思います。

離婚の9割を占める協議離婚では、表面化されていない問題があると思います。

最近、虐待で逮捕される人が増えていますが、私としては、こんな程度で逮捕されるのかと驚いています。

- しつけという名目で暴力を振るっていることが多いのですが、しつけであったとしても、暴力は許さないという社会になってきたのが理由だと思います。
- このDVDでは、当事者の背景事情に関する説明がなされていないため、地域等で一般人に見てもらってもイメージがわきにくいと感じましたが、離婚の9割を占める協議離婚をする人にはぜひ見てもらいたいと思います。
- 離婚するときのルールとして、協議離婚ではなく、一度は家庭裁判所に持ち込むというルールにしたらいいのではないかと思います。
- 親権者にならなかった人に、養育費や面会交流のほかに、親として何らかの義務を持たせることはできないのかと思っています。
- 家庭裁判所が間に入る場合には、当事者に親として何ができるか等を考え直してもらい機会がありますが、離婚の9割を占める協議離婚で離婚する方については、それについて離婚に先立って十分に考え直す機会があるとは限りません。

皆さんのように家庭裁判所と関係のある方から、少しでもこの考えを広げていってもらえたらいいと思っています。

- 本日は貴重な御意見をありがとうございました。議論を踏まえ今後の取組の参考にさせていただきます。

### (3) 次回期日

平成28年11月17日(木) 午後1時30分から開催することとした。